

ガス種と設備		冷媒ガス別の高圧ガスの製造に係る規制					
冷媒	設備	3	5	20	50	60	(トン/日)
二酸化炭素及びフルオロカーボン（不活性ガス）	通常	適用除外	その他 製造者※1	第二種製造者	届け出	第一種製造者	
						許可	
	ユニット形※3	適用除外	その他 製造者	第二種製造者	届け出	第一種製造者	
						許可	
指認定設備	施工例関係告示第6条第2項 ・定置式製造設備であること ・冷媒がフルオロカーボン（不活性のもの）であること。 ・冷媒ガス充填量が3000キログラム未満であること。 ・一日の冷凍能力が50トン以上であること。 他、冷規第57条に規定されている。	適用除外	その他 製造者	第二種製造者	届け出	第一種製造者	
						許可	
						危害予防規定	
						保安検査※2※5	
ガフアルンオモニカーカーボン（不活性	通常	適用除外	その他 製造者	第二種製造者	届け出	第一種製造者	
						許可	
	ユニット形	適用除外	その他 製造者	第二種製造者	届け出	第一種 製造者	
						許可	
アンモニア	60	適用除外	その他 製造者	第二種製造者	届け出	第一種 製造者	
						許可	
						保安検査	
						定期 自主検査	
その他ガス（ヘリウム、ブロパン）	適用除外	第二種製造者	届け出	第一種製造者	許可	アンモニアのユニット形は、60トン未満。	

※1 「その他製造者」は、許可や届け出は不要であるが技術上の基準を遵守する必要がある。

※2 R21、R114は除く。

※3 「ユニット形」は政令第15条に表記されている。規制緩和により冷凍保安責任者が不要とされる製造設備で、「施工例関係告示第6条第2項」と「冷規第57条」に設備基準が定められている。

※4 ユニット形は除く。

※5 ヘリウムは除く